

# マリッジカルチャー協会 JAPAN 規約

## 第 1 章 総則

(名称)

第1条 本会は、マリッジカルチャー協会JAPANと称する。

(事務所)

第2条 本会は、本部を会長宅に置く。但し、必要に応じ他に移すことができる。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第3条 本会の目的は次の通りである。

- (1) 本会は、『新しい結婚文化』を通じて、誰もが創造的な人生を送ることを可能にし、コミュニケーションを通して互いの心のバランスを整えることで、互いの多様性を受け入れ、信頼、幸福感、愛、調和、生きる喜びを育んでいく。そんな次世代のパートナーシップを推進し、ひと・まち・社会が活性化されていくことに貢献する。
- (2) 『新しい結婚文化』の普及により、家庭を築く喜びや、結婚に対する幸福感を実感し、円満なパートナーシップを築くことは、家族間のコミュニケーションを円滑化し、次世代にも幸福感と心のバランスを提供でき、誰もが本来もつ能力を発揮できる持続可能な社会の実現に寄与する。
- (3) 企業や団体に対しては、商業資本理念のみでない、本来の結婚の魅力と可能性を次世代に伝えるためのコンサルティングや教育を提供し、結婚への意欲促進に繋げることを目的に、若い男女とその親達の意識改革を押し進めるためのセミナーやイベントを協力して共催していく。
- (4) 結婚を希望する方々には、プログラム作成やカウンセリング、交流の場としてのセミナー等を行うことで、結婚に対する魅力を再発見し、意義ある出会いを促進していく。
- (5) 円滑なパートナーシップを求めるカップルに対しては、個別の相談やカウンセリング、プログラム、自ら自分の心のバランスを整えるコミュニケーションスキル（技術）のサポートを提供します。また、パートナーシップの魅力を再認識するために結婚記念日の演出にも協力していく。
- (6) 『結婚』を再定義し、ジェンダー問題やパートナーシップに起因する様々な社会課題を解決することにより、生涯未婚率、離婚率の低下を防ぎ、少子化の抑制、男女共同参画社会の促進などに貢献し、元気な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 結婚環境改善に関する調査研究事業
- (2) 結婚コンサルタントの育成 ・ 教育事業
- (3) 結婚に向けての相談・個別カウンセリング事業
- (4) 結婚のためのコミュニティづくりとセミナー事業
- (5) 既婚者、カップルのためのコミュニティづくりとセミナー事業
- (6) 結婚の魅力を再発見するための販促物制作
- (7) 新しい結婚式の提案とプロデュース
- (8) 出会いから結婚生活までトータルサポート、結リニューアル（夫婦再生、夫婦の絆が深まる結婚記念日の提案）

## 第 3 章 会員

(会員)

第6条 この協会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人、法人、又は団体
- (2) 賛助会員 この協会の事業を賛助するために入会した個人、法人、又は団体

#### 1 会員資格の取得

本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

#### 2 入会

この会の会員は、会の目的に賛同することで入会することができる。

#### 3 退会

- (1) 会員の申し出によりいつでも退会することができる。
- (2) 会員が次のいずれかに該当したときは、退会したものとす。
  - i 本人が死亡したとき、または解散したとき
  - ii 第7条の支払い義務を3カ月以上履行しなかったとき
  - iii 総会員が同意したとき

#### 4 会員の権利、義務

正会員は、会の活動に対して、意見等を述べることができる。

#### (会費)

第7条 会員は、次の各号で定める会費を納入しなければならない。

#### (年会費)

##### (1) 正会員

(個人) 3,000 円 (法人又は団体) 10,000 円

##### (2) 賛助会員

(個人) 一口 2,000 円 (法人又は団体) 一口 5,000 円

#### (除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会・臨時総会において、議決権を有する会員の2/3の会員の同意により、その者を除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 心身の故障により、会員として会の運営に参画することができないとき
- (4) その他、この会の運営に著しい損害を与えたとき

## 第 4 章 総会

#### (総会)

第9条 本会の意思決定機関は総会とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。
- 3 総会に議長を置き、会長が行う。

#### (構成)

第10条 総会は正会員をもって構成する。

#### (審議事項)

第11条 総会は次の各号を審議議決する。

- (1) 事業報告、収支決算
- (2) 規約の変更
- (3) 役員選任と解任
- (4) 解散
- (5) その他この会の運営に関する重要な事項

#### (開催)

第12条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、年1回開催とする。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたととき
  - (2) 会員の2/3以上から請求があったとき

(議決)

第 13 条 総会の議事は、出席した議決権を持つ会員の1/2以上の賛意をもって決とする。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第 5 章 役員

(役員)

第 14 条 この会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理事 7 名
- (4) 監事 1 名

(選任)

役員は総会において、会員の中から選任する。

2 理事は、それぞれ事務局長、事務局長補佐、会計を兼務する。

3 監事は会長、副会長を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、代表に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 副会長は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事のうち、会計を兼務する理事は、この会の会計を担当する。

5 理事のうち、事務局長及び理事事務局長補佐を兼務する理事はこの会の事務の取り纏めを担当する。

6 監事は、会の活動、役員の実務執行状況、財産及び会計を監査する。

(任期)

第 16 条 役員の実任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の何れかに該当するときは、通常総会又は臨時総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) この会に損害を与えたとき
- (3) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(役員会)

第 18 条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、この会の業務執行の決定を行う。

2 役員会は、会長が招集する。

3 次年度事業計画、予算案の審議

4 監査報告の審議

5 役員会の決議は役員の実半数が出席し、その過半数をもって行う。

6 役員会の議事については、議事録を作成する。

## 第 6 章 会計

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(予算)

第 20 条 この会の運営に要する予算は次の各号をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業収入
- (4) その他の収入

(剰余金)

第 21 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 7 章 事務局

(事務局)

第 22 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長 1 名、事務局長補佐 1 名、会計 1 名を置く。

3 事務局長は、役員会の承認を経て、会長が任免する。

4 事務局の他の職員は、会長が任免する。

5 事務局の運営に関し重要な事項は、役員会の決議により別に定める。

## 第 8 章 その他

(委任)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関する必要な事項は、役員会の決議を経て別に定める。

附則

1 この規約は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。